

第2次あま市総合計画後期基本計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

第2次あま市総合計画後期基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的

あま市は、「ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”」を目指すべき将来像として掲げ、令和4年度から令和13年度までの10年度間を計画期間とする第2次あま市総合計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を実施してきた。

本業務は、令和8年度をもって計画期間の終了を迎える第2次あま市総合計画前期基本計画について、その成果や課題等をもとに、新たな視点や価値観を踏まえた上で社会情勢の変化を的確に反映した、令和9年度から令和13年度までを計画期間とする「第2次あま市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」を策定するため、コンサルタント事業者の持つ専門的な知見を生かしたアドバイスや提言等の必要な支援を得ることを目的とする。

また、後期基本計画は、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた具体的な対策をまとめた「次期あま市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」を包含するものとし、地方版総合戦略の策定に当たっては、国の動向を踏まえた上で、コンサルタント事業者の持つノウハウを生かし、幅広い層の意見を聴取しながら行う。

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月20日まで

(4) 業務内容

本業務の仕様は、別添「第2次あま市総合計画後期基本計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。

ただし、仕様書の内容は現時点におけるものであり、このプロポーザルにより選定した当該業務の契約の相手方となるべき受託候補者（優先交渉権者）との協議により変更することができる。

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

令和7年度 8,300,000円

令和8年度 7,300,000円

合 計 15,600,000円

2 業務委託の方法

業務実施に当たっての業務提案を公募し、最も優れた業務提案者として選定された1者を受託候補者（優先交渉権者）とした上で、業務の仕様及び契約金額を各年度の提案上限額の範囲内で協議し、委託契約を締結する。

ただし、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

なお、応募者が1者の場合にあっては審査を実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者と協議の上、委託契約を締結する。

3 参加資格

プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加者」という。）は次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度あま市入札参加資格者名簿の登録者のうち、大分類「03：役務の提供等」、中分類「07：調査委託」の業務分類に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成22年訓令第44号）に基づく指名停止の措置、又は愛知県若しくは愛知県内の地方自治体から指名を停止され、若しくはそれに準じる措置を受けていない者であること。
- (4) あま市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成22年訓令第46号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- (10) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (11) 過去5年間（令和2年4月1日から参加申出書等の提出日までをいう。）に、他の地方公共団体が発注した総合計画策定支援業務の受託実績を有する者であること。
- (12) 仕様書に定める業務を遂行するために必要とされる知識・経験を有する者を当該事務に従事する者とする。

4 実施要領等の配布、閲覧

実施要領、資料等は、市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(<https://www.city.ama.aichi.jp/bussiness/nyusatsu/1006732/1010312.html>)

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより参加申込書等を提出する。

- (1) 提出期限
令和7年5月16日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法
「14 書類提出及び事務局」に持参により提出すること（郵送不可）。
- (3) 提出書類等
提出書類、様式及び提出部数は、次表のとおりとする。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
1	参加申込書	A4	1部	
2	会社概要書	A4	1部	
3	業務実績調書	A4	7部	ア・イ
4	業務実施担当者調書	A4	7部	ア・ウ

【注意事項】

ア 部数は7部（正本1部・副本6部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

イ 過去5年間（令和2年4月1日から参加申込書等の提出日までをいう。）に、他の地方公共団体が発注した総合計画策定支援業務の受託実績について全て記載すること。なお、受託実績を確認するため契約書等の写しを添付すること。

ウ 本業務の実施責任者及び担当者について記載すること。

(4) 資格確認結果の通知及び公表

令和7年5月22日（木）に参加申込者に対し、書面によりその旨を通知する。

6 業務提案書等の提出

参加資格がある旨の確認結果通知を受けた者は、次に定めるところにより業務提案書等を提出する。

(1) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

「14 書類提出及び事務局」に持参により提出すること（郵送不可）。

(3) 提出書類等

提出書類、様式及び提出部数は、次表のとおりとする。

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数	注意事項
5	業務提案書等提出届	A 4	1 部	
任意	業務提案書	A 4	7 部	ア・イ
6	見積書	A 4	1 部	ウ

【注意事項】

ア 部数は7部（正本1部・副本6部）とし、副本は、社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

イ 「6(4) 業務提案書の内容」に沿って、「6(4)ア 実施方針（基本的な考え方）」から「6(4)エ 代替案、重要事項の指摘等」についてそれぞれA 4で1枚、「6(4)オ 特定テーマ①」から「6(4)キ 特定テーマ③」についてそれぞれA 4で2枚以内にまとめること（表紙は除き、合計でA 4片面10枚以内）。また、1者につき1案とすること。

ウ 業務の項目別（仕様書の「4 業務内容」の項目を参照）、実施年度別の見積金額も添付すること。

なお、見積金額は税抜き価格とすること。

(4) 業務提案書の内容

項 目	提 案 内 容
ア 実施方針 （基本的な考え方）	○業務全体に関して、仕様書を踏まえてどのような方針で取り組むのかを記載すること。 ○全国的に想定を上回るスピードで人口減少が進んでいる中で、あま市の厳しい財政状況や令和9年度から賦課を開始する都市計画税を考慮した実効性が高い後期基本計画の考え方を記載すること。 また、あま市の特徴（地勢や歴史など）や、あま市を取り巻く動向（リニア中央新幹線の開業など）、社会情勢の変化（新型コロナウイルスの感染拡大を契機とした生活様式や価値観の変化、DXの推進など）に対応した内容も記載すること。
イ 実施手順	○業務の実施手順とその手法を記載すること。
ウ 実施スケジュール	○業務の実施スケジュールを簡潔に記載すること。 ○令和7年度分、令和8年度分に分けて記載すること。

ール	
エ 代替案、重要事項の指摘等	○業務内容に関する代替案、問題点・解決策がある場合は記載すること。
オ 特定テーマ①	○国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の趣旨に沿った次期地方版総合戦略の策定に対する提案 ・ 本市の現地方版総合戦略の内容を踏まえつつ、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の趣旨に沿った次期地方版総合戦略策定の方向性、考え方、手法等について提案すること。 ・ 後期基本計画と次期地方版総合戦略を一体化することによる相乗効果を最大化するための取組み、評価手法等について提案すること。 なお、本市の地方版総合戦略は、総合計画に包含されるものであることから、提案に当たってはそのことを考慮し、両者の連携による政策効果の向上と効率的活用を実現する提案とすること。
カ 特定テーマ②	○市民意見の反映に関する提案 ・ 次期地方版総合戦略を含む後期基本計画の策定に当たり、アンケート調査の回収率向上を始め、より市民意見を反映できる手法について提案すること。
キ 特定テーマ③	○幅広い世代に手に取ってもらえる後期基本計画及び概要版の作成に関する提案 ・ 幅広い世代が手に取り、読み手を引きつける後期基本計画及び概要版のデザイン、レイアウトの工夫について提案すること。

(5) 提出書類の取扱い等

- ア 提出書類は返却しない。
- イ 業務提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は一切認めない。
- エ 書類の提出後、あま市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- オ 参加申込書等を提出した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- カ 提出書類については、あま市情報公開条例（平成22年3月22日条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示となる。

7 審査方法及び審査基準

受託候補者の選定に当たっては、第2次あま市総合計画後期基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会が審査を行い選定する。

(1) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング等）

提出のあった業務提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング等を行う。

ア 日時及び場所

令和7年6月20日（金）

審査の時間割及び場所については、別途通知する。

イ 実施概要

- (ア) プレゼンテーション及びヒアリング等の出席者（会場入場者）は3名以内とし、説明は本業務の実施責任者又は主たる担当者とする。

- (イ) 1 業務提案者の持ち時間は40分以内とし、その内容は以下のとおりとする。
 プレゼンテーション 20分以内
 ヒアリング等 15分以内
 準備及び片づけ撤去 5分以内
- (ウ) プレゼンテーションは、業務提案書の内容に沿って行うこととし、追加提案や変更資料の配布は認めないものとする。
- (エ) プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は、業務提案者が準備することとし、スクリーン、プロジェクター及びHDMI 端子ケーブルは、本市が準備したものを使用することができる。
- (オ) プレゼンテーション及びヒアリング等に参加しない場合は、審査の対象としない。
- (カ) プレゼンテーションの資料には、業務提案者が特定される事項の記載をしない。

(2) 選定方法

評価の最上位にあたる者を受託候補者（優先交渉権者）とし、次に高いものを次点の候補者として選定するが、最高得点を取得したものが複数いる場合は、審査基準のうち、評価項目「特定テーマ①」の評価が高い候補者を上位とする。

(3) 審査基準（100点満点）

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	事業所の所在地	本社及び支店等の所在地	3
2	業務実績	過去5年間の業務実績	3
3	業務従事者の実績及び業務量	業務実績及び手持ち業務量 ※責任者、担当者各6点	12
4	業務の実施方針	業務の理解度、課題認識の的確性	10
5	業務の実施手順	実施手順の妥当性	6
6	実施スケジュール	実施スケジュールの妥当性	5
7	代替案、重要事項の指摘等	有益な代替案、重要事項の指摘等	10
8	特定テーマ（①～③）	的確性、実現性、独創性 ※各テーマ12点	36
9	業務提案書の構成	業務提案書の内容の分かりやすさ	5
10	見積書	業務コストの妥当性	10

(4) 審査結果の通知及び公表

令和7年6月下旬に業務提案書等を提出したすべての業務提案者に対し、書面によりその旨を通知するほか、市公式ウェブサイトで公表する。なお、審査内容・経過については公表しない。

また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年5月1日（木）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式7）に記入の上、「14 書類提出及び事務局」の担当宛てに電子メールにより提出すること（電子メール以外の方法は受け付けない。）。

なお、件名は「【プロポーザル】第2次あま市総合計画後期基本計画策定支援業務に関する質問」とすること。

また、提出する場合は、あま市市長公室企画政策課に対して電話での着信確認を行

うこととする。

(3) 質問に対する回答

令和7年5月9日（金）に、質問者名を伏せて、質問内容と回答を市公式ウェブサイトですべて公表する。

9 費用負担

本要領にて要求する資料等の作成に係る費用及び本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

10 参加の辞退

参加申込書提出以降に辞退する場合、速やかに辞退届（様式8）を「14 書類提出及び事務局」に持参により提出すること。

11 失格条項

参加者が次の事項に該当するとあま市が判断した場合は失格とする。

ただし、あま市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 参加資格がないと認められた場合
- (2) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (3) 談合その他の不正行為が行われたと認められた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 参加申込書に申請者の記名・押印がない場合
- (6) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (7) 業務提案書を複数提出した場合
- (8) 審査時に説明用の追加資料等を提出した場合
- (9) 審査時に業務実施担当者調書に記載がない者が出席した場合
- (10) その他本要領を遵守しない場合

12 契約の締結（実施）

- (1) 受託候補者（優先交渉権者）の選定後、候補者はあま市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者（優先交渉権者）の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。
 - ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時まで「3 参加資格」を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約締結時まで「11 失格条項」に該当していることが判明したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金については、あま市契約規則（平成22年あま市規則第39号）第33条の規定により納付を必要とする。ただし、第35条の何れかに該当する場合は、全額免除とする。
- (4) 委託費の支払条件は次の額を上限とする。

令和7年度分 8,300,000 円
令和8年度分 7,300,000 円

13 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公告	令和7年4月23日（水）
実施要領等の配布期間	令和7年4月23日（水）から 令和7年5月16日（金）午後5時まで
実施要領等の質問提出期間	令和7年4月23日（水）から 令和7年5月1日（木）午後5時まで
実施要領等の質問回答	令和7年5月9日（金）
参加申込書等の提出期間	令和7年4月23日（水）から 令和7年5月16日（金）午後5時まで
資格確認結果の通知	令和7年5月22日（木）
業務提案書等の提出期間	令和7年5月22日（木）から 令和7年6月2日（月）午後5時まで
審査（プレゼンテーション及び ヒアリング等）	令和7年6月20日（金）
審査結果の通知	令和7年6月下旬（予定）
契約締結日	令和7年6月下旬（予定）

14 書類提出及び事務局

〒497-8602 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
あま市役所 3階 市長公室企画政策課 担当者：片岡
電 話 （052）444-1712（ダイヤルイン）
F A X （052）444-0982
電子メール kikaku@city.ama.lg.jp